

# 近畿中学校体育連盟規約

## 第 1 章 名称及び事務局

- 第 1 条 本連盟は近畿中学校体育連盟と称す。  
第 2 条 本連盟の事務局を当分の間、大阪府教育庁教育振興室保健体育課内におく。

## 第 2 章 目 的

- 第 3 条 本連盟は近畿地区中学校体育連盟の連絡協調を図り併せて中学校体育の振興と相互の親睦を図ることを以て目的とする。

## 第 3 章 事 業

- 第 4 条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 近畿中学校総合体育大会の開催
  2. 各種研修会の開催
  3. 体育運動に関する諸団体との連絡調整
  4. その他本連盟の目的達成に必要な事業

## 第 4 章 組 織

- 第 5 条 本連盟は近畿各府県を代表する中学校体育連盟を以て組織する。

## 第 5 章 役 員

- 第 6 条 本連盟に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長	1 名
副理事長	5 名
理 事	若干名
監 事	2 名
幹 事	若干名

以上の他、会長は理事会の推薦によって顧問及び参与を委嘱することができる。

- 第 7 条 理事は各府県より 3 名ずつ選出し、本連盟の重要事項を決議する。  
又、理事会の推薦による若干名の理事を会長がこれを委嘱することができる。

- 第 8 条 会長・副会長は理事会で推挙する。  
会長は本連盟を代表して会務を総括し、理事会の議長となる。  
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

- 第 9 条 理事は理事会を構成し会務を収理する。
- 2 理事長は府県理事長の互選により選出し、他府県理事長は副理事長となる。
  - 3 理事長は理事会を代表し、会務を掌理する。  
但し、4 府県以上の理事の出席がなければ開催することができない。
  - 4 理事長は（公財）日本中学校体育連盟全国大会対策委員となる。
  - 5 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。

6 研究部員は原則各府県理事長の互選により選出する。

第 10 条 監事は理事会において選出し、会計を監査し、且つ理事会に出席して意見を述べる  
ことができる。

第 11 条 幹事は会長がこれを委嘱し、本連盟の事務を掌る。幹事は局長となる。

第 12 条 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ、理事会に臨み参考意見を述べることを  
職務とする。

参与は、必要な事項について、会長の諮問に応じ、理事会に臨み参考意見を述べることを  
職務とする。

第 13 条 役員の任期は1ヶ年とし、再任を妨げない。役員に欠損が生じたときは補欠役員を選出  
し、任期は前任者の残任期間とする。

## 第 6 章 会 議

第 14 条 本連盟の理事会、事務担当者会議等は必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。

第 15 条 理事会は本連盟の重要事項を審議決定する。

第 16 条 事務担当者会議は各府県の相互連絡及び本連盟の重要事項について事前に協議する。

第 17 条 理事会議決は出席者の2/3以上の賛同を得なければならない。

理事会を招集するいとまがない場合、議案について、書面または電磁的記録により同意の  
意思表示が定数の過半数を占めた時には、その議案を可決する理事会の決議があったもの  
とみなす。

可否同数の場合は議長がこれを定める。

第 18 条 第 15 条に掲げる事項について、理事会を招集するいとまがなく、緊急を要する場合  
は、会長がこれを専決することができる。

前項の規定により会長が専決したときは、次の理事会に報告しなければならない。

## 第 7 章 会 計

第 19 条 本連盟の会計は次に掲げるもので支弁する。

1. 分担金
2. 事業収入
3. 寄付金
4. その他の収入

第 20 条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 21 条 本連盟の予算は理事会で編成し、決算はその会計年度終了後監事の承認を経て理事  
会に報告し、その承認を要する。

## 第 8 章 専 門 部 会

第 22 条 本連盟の事業遂行のため次の種目別専門部会を設ける。

陸上競技部、水泳競技部、軟式野球部、バレーボール部、バスケットボール部、  
ソフトテニス部、体操競技部、卓球部、剣道部、柔道部、ハンドボール部、  
サッカー部、相撲部、ソフトボール部、バドミントン部、ラグビーフットボール部、  
テニス部、ホッケー部、スキー部

第 23 条 種目別専門部会の細則は別に定める。

## 第 9 章 事 務 局

- 第 24 条 本連盟の事務を処理するため事務局に次の職員をおく。
- |       |     |
|-------|-----|
| 局 長   | 1 名 |
| 局 次 長 | 1 名 |
| 局 員   | 若干名 |

## 第 10 章 附 則

- 第 25 条 本規約の施行について必要な事項の細目は理事会が別に定める。
- 第 26 条 本連盟の規約は理事会の決議を経て変更することができる。
- 第 27 条 本連盟の規約は昭和26年9月26日から施行する。
- |     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| 改 正 | 昭和56年3月3日 (第6・9・18・19・20・21・22条) |
| 改 正 | 昭和61年6月27日 (第4・7・9・10・17条)       |
| 改 正 | 平成3年6月21日 (第9条)                  |
| 改 正 | 平成12年5月17日 (第2条)                 |
| 改 正 | 平成16年5月28日 (第2条)                 |
| 改 正 | 平成18年12月2日 (第2条)                 |
| 改 正 | 平成28年5月6日 (第2条)                  |
| 改 正 | 令和3年5月7日                         |
| 改 正 | 令和4年5月6日 (第24条)                  |
| 改 正 | 令和5年5月9日 (第9条-6)                 |
| 改 正 | 令和6年5月2日 (第24条)                  |

### 別記第1 (第5章第7条関係)

京都府中学校体育連盟における近畿中学校体育連盟理事3名は、府副理事長、府・市指導主事で構成されているが、全ての実務は「事務局長」が専属で行っている。よって規約第5章第7条に基づき、会長が「事務局長」を理事として委嘱し、会議への出席、意見具申することを認める。

# 近畿中学校体育連盟専門部細則

第 1 条 本細則は、本連盟規約第 7 章に定めるところに従い、本連盟専門部会の基本的事項について定める。

## 第 1 章 名称及び事務局

第 2 条 専門部会は近畿中学校体育連盟〇〇専門部会（以下専門部会）とする。

第 3 条 専門部会の事務局は、当分の間、大阪府教育庁教育振興室保健体育課内におく。

## 第 2 章 目的及び事業

第 4 条 専門部会は本連盟の趣旨にそい、競技種目を通じて近畿ブロック中学校体育の充実ならびに中学校スポーツの健全な発展を促進することを目的とする。

第 5 条 専門部会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 各競技種目の指導・奨励をする。
- (2) 府県の情報ならびに資料の交換を行い、あわせて研究する。
- (3) 近畿中学校総合体育大会各競技種目の計画立案と運営にあたる。
- (4) (公財) 日本中学校体育連盟競技部会に代表を派遣する。
- (5) その他目的達成に必要な事業を行う。

## 第 3 章 組織及び役員

第 6 条 専門部会は近畿中学校体育連盟に所属する、各府県中学校体育連盟より選出された競技種目専門委員長をもって組織する。

第 7 条 専門部会には次の役員をおく。

専門委員長	1 名
専門副委員長	1 名
専門委員	4 名

第 8 条 専門委員長は、専門委員の互選とし、会長が委嘱する。

2 専門委員長は本連盟の意向を体し、専門部会の業務を掌理するとともに、理事会に報告する。

3 専門委員長は(公財)日本中学校体育連盟競技部会に近畿ブロック種目代表として出席し、その結果などについて理事会に報告する。

第 9 条 専門副委員長は、専門委員の互選とし、会長が委嘱する。

2 専門副委員長は専門委員長を補佐し、専門委員長事故あるときはその職務を代行する。

第 10 条 専門委員は各府県中学校体育連盟会長の委嘱をうけた専門委員長をもってあてる。

2 専門委員は各専門部会の業務を遂行する。

第 11 条 専門委員長・副委員長の任期を 2 ヶ年とし、再任を妨げない。

2 専門委員長・副委員長に欠損が生じたときは、補欠役員を選出し、任期は前任者の残任期間とする。

3 専門委員の任期ならびに補欠については、各府県中学校体育連盟の規約に従って行う。

第 12 条 専門部会・専門委員長会・専門部総会は必要に応じて開催し、会長が招集する。

## 第 4 章 付 則

第 13 条 本細則を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

第 14 条 本細則は、昭和 56 年 4 月 1 日より実施する。

改 正 昭和61年 6 月27日

改 正 平成 3 年 6 月21日

改 正 平成12年 5 月17日 (第 3 条)

改 正 平成16年 5 月28日 (第 3 条)

改 正 平成18年12月 2 日 (第 3 条)

改 正 令和 3 年 5 月 7 日